

注意 「新型インフルエンザの流行」 予防と対応

1 冷静な対応と予防の徹底を

9月1日、熊本県では新型インフルエンザの県内流行の宣言がありました。しばらく流行の継続が予想されますが、原則として全ての医療機関において新型インフルエンザの診療を行っています。市民の皆さんは、感染した疑いがある場合でも冷静に行動していただきますようお願いします。

今回の新型インフルエンザでは、これまでのところ感染した人の多くは重症化していません。ただし、高齢の人・慢性の病気をお持ちの人・妊娠している人・小さなお子さんなどが感染した場合は、通常のインフルエンザと同様に重症化する恐れがありますので、注意してください。

2 急な発熱とどの痛みなどの症状が出たときの対応

- かかりつけ医師がいる場合は、かかりつけの医療機関に問い合わせ、受診時間等の指示を受けてください。できる限り診療時間内の受診をお願いします。
- かかりつけ医師がいなかったり、受診する医療機関がわからない場合は、「発熱相談センター」（有明保健所）に電話相談し、最寄りの医療機関を紹介してもらってください。
- 妊娠している人で、インフルエンザのような症状がある場合は、必ずかかりつけの産婦人科に電話で連絡して、受診先などについて指示を受けてください。

3 患者さんへの対応について

- インフルエンザと診断された場合は、原則として自宅療養のうえ外出自粛となりますが、症状が重い場合などは、医師の判断により入院して治療を受けることになります。

4 新型インフルエンザの予防

- 毎年流行する通常のインフルエンザと同じで、予防の基本は石けんを使った手洗い・うがい・マスクの着用（外出時に混み合った場所など）です。手はこまめに指の間まで洗いましょう。
- 咳エチケットを守りましょう。（咳やくしゃみのときには、ちり紙などで口と鼻を押さえて顔をそむけ、使用後のちり紙はふたつきのごみ箱に捨てましょう）
- なるべく人混みを避けましょう。（人との距離は、2m以上あける）
- 栄養・休養・睡眠を十分にとりましょう。



【相談窓口】

△インフルエンザ発熱相談センター

県有明保健所（☎ 72-2184）平日の午前9時から午後5時30分まで対応

△新型インフルエンザ電話相談窓口

市保健センター（☎ 63-1133）平日の午前8時30分から午後5時15分まで対応

△その他の新型インフルエンザに関する問い合わせ

県健康危機管理課（☎ 096-333-2240）平日の午前9時から午後5時30分まで対応

生活習慣改善の必要性が中程度
動機付け支援

生活習慣改善の必要性が高い人
積極的支援

面接で目標を立てましょう

3～6カ月間、目標に向かって生活習慣の改善を実践しましょう。
あなたの生活に合った食事や運動などの改善方法を管理栄養士や保健師などがアドバイスします。

来年度の健診で成果を確認しましょう

特定保健指導のご案内が届いたら、
面接の申込みをしてください。

☎ 63・1133

「問」保健センター

●料金 無料

は予備群となった人

ンドローム該当者もしくは

者中で、メタボリックシ

保険の特定健診の受診

施した荒尾市国民健康

●対象 7月～9月に実

しよう！

ルームを予防・解消しま

て、メタボリックシンド

特定保健指導を活用し

荒尾市国民健康保険 特定保健指導の ご案内を送付します

インフルエンザに対して

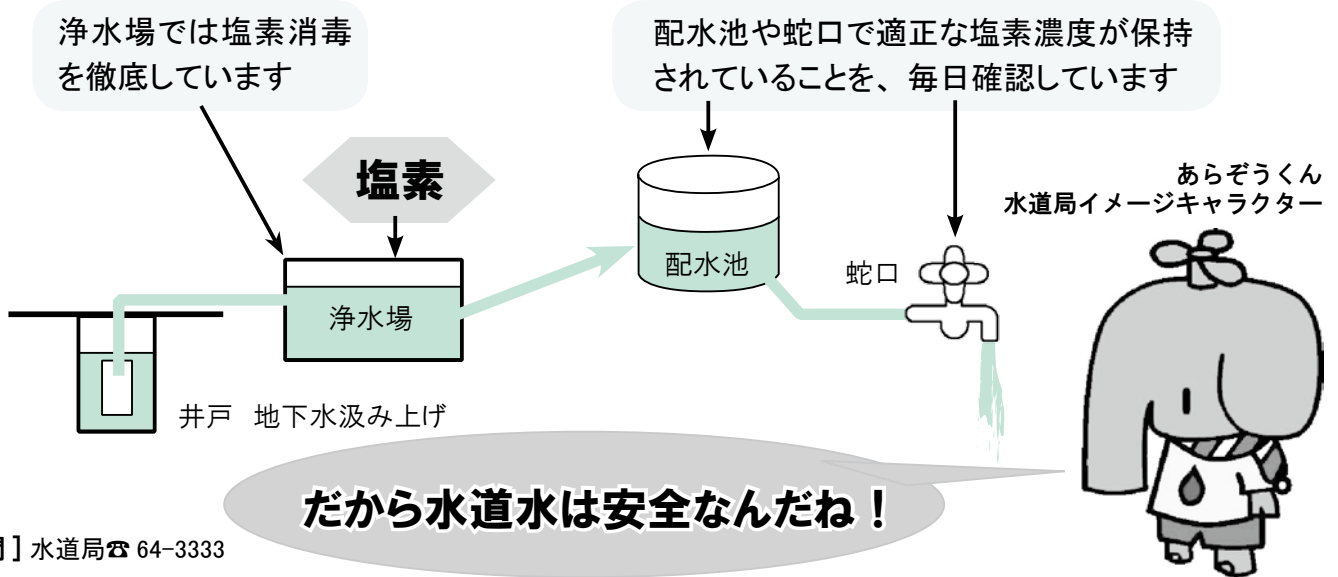
水道水は安全です！

新型インフルエンザの感染が拡大してきています。

- ・一般的に、インフルエンザウイルスは、**塩素消毒によって速やかに感染性を失います。**
- ・**新型インフルエンザウイルスも、これと同様に塩素消毒が有効**と考えられます。

身近な水道水で、手洗い・うがいをしましょう！

水道局では、塩素消毒を徹底しています



[問] 水道局 ☎ 64-3333

《子育て応援特別手当》

子育て応援特別手当（平成21年度版）に関するお知らせ

子育て応援特別手当（平成21年度版）は、生年月日が平成15年4月2日から平成18年4月1日までの子どもがいる世帯の住民基本台帳、外国人登録原票上の世帯主に対して、対象となる子ども1人当たり3万6千円が支給されます。申請受付開始などは、別にご案内しますので、今しばらくお待ちください。

今お住まいの市区町村に住民登録できないDV被害者の人へ

いろいろな事情で、どうしても今お住まいの市区町村に住民登録できないDV被害者の人は、子育て応援特別手当（平成21年度版）の事前申請を受け付けます。

● **事前申請期間** 10月1日（木）～30日（金）

● **届出場所** 福祉課子育て支援係 ⑪-1番窓口

● **必要なもの**

① 印鑑（認印）

② 身分証明書（運転免許証、パスポート、健康保険証など）

③ 事前申請書（市区町村窓口、配偶者暴力相談支援センター、婦人相談所、厚生労働省ホームページなどで入手できます）

④ DV被害者であることが確認できる書類（配偶者暴力相談支援センター発行の証明書、婦人相談所の発行の証明書、保護命令決定書の謄本または正本など）

⑤ 振込口座の通帳の写し

◎ 「事前申請書」に基づき、住民登録をしている市区町村へ連絡し、子育て応援特別手当（平成21年度版）の支給対象者を世帯主から、DV被害者の人へ変更します。

◎ 「事前申請書」に記入された今お住まいの住所などの情報は、住民登録している市区町村へは知らせません。

◎ 手当金は、事前申請書を提出した市区町村ではなく、住民登録がされている市区町村から支給されます。支給の時期は、それぞれの市区町村で異なります。

◎ 10月30日を過ぎると、事前申請は受け付けられません。この場合は、住民登録がされている市区町村へ郵送で申請を行うこととなります。事前申請書と同じ書類の添付が必要です。（世帯主からの申請が受け付けられる前に申請を行うことが必要です）

[問] 福祉課 ☎ 63・1417